

○水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（昭和50年12月25日条例第50号）

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例

昭和五十年十二月二十五日
条例第五十号

改正	昭和五一年一月二五日条例第四七号	昭和五五年三月二九日条例第一三号
	昭和五六年三月二四日条例第一二号	昭和五七年一月二三日条例第三九号
	平成元年六月一九日条例第二七号	平成二年三月二七日条例第一二号
	平成三年七月二二日条例第四〇号	平成五年七月一六日条例第二六号
	平成八年一〇月一五日条例第三二号	平成一〇年一〇月一六日条例第三九号
	平成一二年一月二八日条例第七七号	平成一四年三月二六日条例第一八号
	平成一五年七月一日条例第五四号	平成一六年三月二三日条例第一八号
	平成一六年三月二三日条例第二五号	平成一六年一〇月一五日条例第五五号
	平成一九年一〇月一九日条例第六二号	平成二二年九月二四日条例第四一号
	平成二五年三月一日条例第一七号	平成二五年一〇月二九日条例第五三号
	平成二八年一〇月二五日条例第五四号	

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。）第三条第三項及び第四項の規定により、同条第一項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準（以下「上乘せ基準」という。）及びこれを適用する区域を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 特定施設 法第二条第二項に定める特定施設及び同条第三項に定める指定地域特定施設（湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定により法第二条第三項に定める指定地域特定施設とみなされる施設（以下「みなし指定地域特定施設」という。）を含む。）をいう。
- 二 特定事業場 法第二条第六項に定める特定事業場をいう。
- 三 既設の特定事業場 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場をいう。
- 四 新設の特定事業場 施行日以降特定事業場となつたもの又は既設の特定事業場であつて、施行日以降新たに特定施設を設置し、若しくは特定施設の構造等を変更したことにより、一日当たりの平均的な排水の量（以下「排水量」という。）が、五百立方メートル以上の特定事業場にあつては五パーセント以上、排水量が、五十立方メートル以上五百立方メートル未満の特定事業場にあつては十パーセント以上増加したものをいう。この場合において、海水を冷却用水として使用する場合（間接冷却水として使用し、水温以外に水質の変化をきたさない場合をいう。）であつて、当該冷却水を専用の排水口に排出するときは、当該冷却水の量を排水量に算入しないものとする。

一部改正〔平成元年条例二七号・三年四〇号・八年三二号・二二年四一号〕

（区域）

第三条 上乘せ基準を適用する区域は県の区域に属する公共用水域とし、水域区分は別表第一に定めるとおりとする。

（上乘せ基準）

第四条 上乘せ基準は、別表第二から別表第七までに定めるとおりとする。

一部改正〔昭和五五年条例一三号・平成五年二六号・一〇年三九号〕

（上乘せ基準の適用）

第五条 別表第二に定める上乘せ基準は、次の各号のいずれかに該当する特定事業場について適用する。

- 一 排水量が五百立方メートル（ポリ塩化ビフェニルに係る上乘せ基準については、排水量が五千立方メートル）以上の既設の特定事業場
 - 二 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第六十四号の二、第六十八号の二、第六十九号の二、第六十九号の三若しくは第七十一号の三から第七十一号の六までに掲げる特定施設又は湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第百三十七号）第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設を設置する既設の特定事業場
 - 三 新設の特定事業場
- 2 ふつ素及びその化合物に係る別表第二に定める上乘せ基準については、前項の規定にかかわらず、排水量が三十立方メートル以上の排出水を海域に排出する特定事業場について適用する。
全部改正〔昭和五五年条例一三号〕、一部改正〔昭和五八年条例三九号、平成元年二七号・三年四〇号・五年二六号・一四年一八号〕
- 第六条 別表第三で定める上乘せ基準は、排水量が三十立方メートル以上の特定事業場について適用する。
- 第七条 別表第四に定める上乘せ基準は、次の各号に掲げる特定施設（以下「畜産関係特定施設」という。）を有する特定事業場について適用する。
- 一 令別表第一第一号の二に掲げる特定施設
 - 二 令別表第一第七十四号に掲げる特定施設（特定施設（同表第一号の二に掲げる特定施設を除く。）に係る汚水等を処理するものを除く。以下「畜産関係排水処理施設」という。）
全部改正〔平成一〇年条例三九号〕
- 第七条の二 別表第五に定める上乘せ基準は、畜産関係特定施設を有する特定事業場及び排水量が三十立方メートル以上の特定事業場（畜産関係特定施設を有する特定事業場を除く。）について適用する。
- 2 別表第六に定める上乘せ基準は、排水量が十立方メートル以上三十立方メートル未満の特定事業場について適用する。
 - 3 別表第七に定める上乘せ基準は、排水量が三十立方メートル以上の特定事業場について適用する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、特定事業場が次の各号に掲げる塩水を専用排水口を用いて排出する場合にあつては、当該排水口に係る排水については、別表第七に定める排水基準は、適用しない。
 - 一 天然ガスに係る令別表第一第一号に掲げる鉱業に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスクみ上げに伴つて排出する塩水
 - 二 令別表第一第二十七号に掲げる業種に係る特定施設を有する特定事業場が、天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料として用いた後排出する塩水
追加〔平成五年条例二六号〕、一部改正〔平成一〇年条例三九号〕
- 第七条の三 別表第五に定める上乘せ基準は、常陸利根川、印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限つて適用する。
- 2 別表第六に定める上乘せ基準は、印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限つて適用する。
 - 3 別表第七に定める上乘せ基準は、東京湾及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限つて適用する。
追加〔平成一〇年条例三九号〕
- 第八条 生物化学的酸素要求量についての上乗せ基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての上乗せ基準は海域及び湖沼に排出される排水に限つて適用する。
- 第八条の二 別表第二、別表第三及び別表第五から別表第七までに定める上乘せ基準は、それぞれの別表の備考に定める特定施設について適用する。
追加〔昭和五一年条例四七号〕、一部改正〔平成五年条例二六号・一〇年三九号〕
（異なる排水基準が定められている場合の排水基準の適用）
- 第九条 別表第三及び別表第五から別表第七までの項目の欄に掲げる項目ごとにそれぞれの別表の業種又は施設の欄に掲げる業種に属する特定事業場又は施設を有する特定事業場が同時に他の業種に属し、又は他の施設を有する場合において、それぞれの別表によりその業種又は施設につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの

排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる塩水を専用排水口を用いて排出する場合にあつては、当該専用排水口に係る排水基準は、天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業に係る排水基準を適用する。
 - 一 天然ガスに係る令別表第一第一号に掲げる鉱業に係る特定施設を有する特定事業場であつて、当該特定施設以外の特定施設を有するものが天然ガスクみ上げに伴つて排出する塩水
 - 二 令別表第一第二十七号に掲げる業種に係る特定施設を有する特定事業場であつて、当該特定施設以外の特定施設を有するものが塩水を原料として用いた後排出する当該塩水
- 3 別表第四の項目の欄に掲げる項目について、畜産関係特定施設を有する特定事業場が次の各号に掲げる特定事業場である場合における当該特定事業場に係る排水について当該項目に係る排水基準は、それぞれ当該各号に定める排水基準を適用する。
 - 一 当該特定事業場が別表第四と同時に別表第三の適用を受ける特定事業場である場合 同表に定める排水基準
 - 二 当該特定事業場が別表第四と同時に別表第六の適用を受ける特定事業場である場合 別表第四及び別表第六に定める排水基準のうち最小の許容限度のもの
- 4 別表第五の項目の欄に掲げる項目について、畜産関係特定施設を有する特定事業場が同表と同時に別表第六の適用を受ける特定事業場である場合における当該特定事業場に係る排水について当該項目に係る排水基準は、別表第五及び別表第六に定める排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

一部改正〔平成元年条例二七号・五年二六号・一〇年三九号〕

(検定方法)

第十条 上乘せ基準は、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）第二条の規定により環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

一部改正〔昭和五五年条例一三号・平成一二年七七号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十一年七月一日から施行する。

(水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の廃止)
- 2 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（昭和四十六年千葉県条例第六十八号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)
- 3 前項の規定にかかわらず、既設の特定事業場については、昭和五十二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。ただし、令別表第一第二十三号に掲げる業種に属する既設の特定事業場であつて、排水量が三千立方メートル以上のものについては昭和五十六年六月三十日までの間、排水量が三千立方メートル未満のものについては昭和五十九年六月三十日までの間は、なお従前の例による。

一部改正〔昭和五五年条例一三号〕
- 4 別表第二に掲げる砒(ひ)素及びその化合物並びにふつ素及びその化合物についての排水基準は、施行日の前日においてゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する特定事業場に係る排水については、同表の規定にかかわらず、当分の間、適用しない。

一部改正〔平成一四年条例一八号〕
- 5 別表第三に掲げる水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、施行日の前日においてゆう出している温泉を利用する旅館業に属する特定事業場に係る排水については、同表の規定にかかわらず、当分の間、適用しない。

一部改正〔昭和五五年条例一三号・平成一四年一八号〕
- 6 当分の間、別表第二に掲げるふつ素及びその化合物についての排水基準は、畜産関係特定施設を有する特定事業場については、同表の規定にかかわらず、適用しない。

追加〔平成一四年条例一八号〕

7 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）附則第二項に規定する期間に限り、同令附則別表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係るふつ素及びその化合物についての排水基準については、第四条の規定にかかわらず、排水量が三十立方メートル以上の排水を海域以外の公共用水域に排出する工場又は事業場（施行日の前日において湧出している温泉を利用する旅館業に属するものを除く。）にあつては同表の下欄のふつ素及びその化合物についての許容限度が一リットルにつき十二ミリグラム、十五ミリグラム、三十ミリグラム、四十ミリグラム及び五十ミリグラムとあるのは一リットルにつき十ミリグラムと、排水量が十立方メートル以上三十立方メートル未満の排水を印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排出する工場又は事業場にあつては同表の下欄のふつ素及びその化合物についての許容限度が一リットルにつき三十ミリグラム、四十ミリグラム及び五十ミリグラムとあるのは一リットルにつき十五ミリグラムとする。

追加〔平成一四年条例一八号〕、一部改正〔平成一六年条例五五号・一九年六二号・二二年四一号・二五年五三号・二八年五四号〕

8 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）附則第二条第一項に規定する期間に限り、既設の特定事業場であつて同令附則別表の中欄に掲げる業種に属するものに係る亜鉛含有量についての排水基準については、第四条の規定にかかわらず、排水量が五十立方メートル以上五百立方メートル未満の排水を排出する既設の特定事業場にあつては同表の下欄に掲げるとおりとし、排水量が五百立方メートル以上の排水を排出する既設の特定事業場にあつては同表の下欄の亜鉛含有量についての許容限度が一リットルにつき五ミリグラムとあるのは一リットルにつき三ミリグラムとする。

追加〔平成一九年条例六二号〕

附 則（昭和五十一年十二月二十五日条例第四十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十二年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 浄水場及び水産物に係る中央卸売市場に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の規定の適用については、第二条第三号中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」とあるのは「昭和五十二年一月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「昭和五十二年一月一日」とする。
- 3 前項の規定により読み替えられた第二条第三号に規定する既設の特定事業場については、昭和五十二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和五十五年三月二十九日条例第十三号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第六十八号の二又は第七十一号の三に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場及び改正前の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「改正前の条例」という。）附則第五項に規定する特定事業場に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、第二条第三号中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」とあるのは「昭和五十五年四月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「昭和五十五年四月一日」とする。
- 3 この条例の施行の際現に令別表第一第六十八号の二、第七十一号の三又は第七十三号に掲げる特定施設を設置し、又は設置の工事に着手している特定事業場（この条例の施行の日から昭和五十六年三月三十一日までの間において、改正後の条例第二条第四号に規定する排水量の増加のあつた特定事業場を除く。）については、昭和五十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。ただし、この条例の施行の日の前日において、改正前の条例の規定により亜鉛含有量及び銅含有量についての排水基準のうち、排水一リットルにつき〇・五ミリグラムの許容限度の排水基準が適用されている新設の特定事業場について適用する亜鉛含有量及び銅含有量についての排水基準は、改正後の条例の定めるところによるものとする。

附 則（昭和五十六年三月二十四日条例第十二号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十三日条例第三十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十八年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第十八号の二、第十八号の三、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十一号の四、第二十三号の二、第五十一号の二、第五十一号の三、第六十三号の二、第六十九号の三、第七十号の二及び第七十一号の四に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、第二条第三号中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」とあるのは「昭和五十八年一月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「昭和五十八年一月一日」とする。
- 3 この条例の施行の際現に前項に掲げる特定施設を設置し、又は設置の工事に着手している特定事業場（この条例の施行の日から昭和五十八年十二月三十一日までの間において、改正後の条例第二条第四号に規定する排水量の増加のあつた特定事業場を除く。）については、昭和五十八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成元年六月十九日条例第二十七号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年十月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第六十六号の三から第六十六号の七までに掲げる特定施設又は湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条各号に掲げるみなし特定施設のみを設置する特定事業場に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、第二条第三号中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」とあるのは「平成元年十月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「平成元年十月一日」とする。
- 3 この条例の施行の際現に前項に掲げる特定施設又はみなし特定施設を設置し、又は設置の工事に着手している特定事業場（この条例の施行の日から平成二年九月三十日までの間において、改正後の条例第二条第四号に規定する排水量の増加があつた特定事業場を除く。）については、平成二年九月三十日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月二十七日条例第十二号）

この条例は、平成二年五月一日から施行する。

附 則（平成三年七月二十二日条例第四十号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三年十月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第三条の二に定める指定地域特定施設（次項において「指定地域特定施設」という。）のみを設置する特定事業場に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、第二条第三号中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」とあるのは「平成三年十月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「平成三年十月一日」とする。
- 3 この条例の施行の際現に指定地域特定施設を設置し、又は設置の工事に着手している特定事業場（この条例の施行の日から平成四年九月三十日までの間において、改正後の条例第二条第四号に規定する排水量の増加があつた特定事業場を除く。）については、平成四年九月三十日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成五年七月十六日条例第二十六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成五年十二月一日から施行する。
（経過措置）

- 2 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の五又は第七十一号の六に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、第二条第三号中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」とあるのは「平成五年十二月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「平成五年十二月一日」とする。
- 3 この条例の施行の際現に前項に掲げる特定施設を設置し、又は同項に掲げる特定施設の設置の工事に着手している特定事業場（この条例の施行の日から平成六年十一月三十日までの間において、改正後の条例第二条第四号に規定する排水量（以下「排水量」という。）の増加があった特定事業場を除く。）に対する改正後の条例の規定（別表第五の規定を除く。）による上乗せ基準の適用については、平成六年十一月三十日までの間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手している特定事業場については、改正後の条例別表第五の規定は、平成六年十一月三十日までの間は、適用しない。
- 5 この条例の施行の際現に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手している排水量が三十立方メートル以上の特定事業場のうち附則別表の上欄に掲げる業種に属する特定事業場に係る同表の中欄に掲げる項目についての改正後の条例第一条の上乗せ基準は、平成六年十二月一日から平成十年十一月三十日までの間は、改正後の条例別表第五の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げるとおりとする。

附則別表（附則第五項）

業種	項目	許容限度
アルマイト加工業	窒素含有量	六〇
	磷（りん）含有量	一六
溶融亜鉛めっき業	窒素含有量	六〇

備考 許容限度の単位は、排出水一リットルにつきミリグラムとする。

附 則（平成八年十月十五日条例第三十二号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十年十月十六日条例第三十九号）

改正 平成一六年 三月二三日条例第二五号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第七十一号の三及び第七十一号の四イに掲げる特定施設であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年政令第二百六十九号）により新たに特定施設になったもの又は令別表第一第七十一号の四ロに掲げる施設のみを設置する特定事業場（次項において「新規特定事業場」という。）に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、第二条第三号中「この条例の施行の日」とあるのは「平成十一年四月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「平成十一年四月一日」とする。
- 3 新規特定事業場又は畜産関係排水処理施設のみを設置する特定事業場に対する改正後の条例の規定の適用については、別表第五項目の項許容限度の欄中「平成五年十二月一日」とあるのは、「平成十一年四月一日」とする。
- 4 この条例の施行の際現に第二項に掲げる特定施設若しくは畜産関係排水処理施設を設置し、又は同項に掲げる特定施設若しくは畜産関係排水処理施設の設置の工事に着手している特定事業場（この条例の施行の日から平成十一年九月三十日までの間において、改正後の条例第二条第四号に規定する排水量（以下「排水量」という。）の増加のあった特定事業場を除く。）に対する改正後の条例の規定（別表第六及び別表第七を除く。）による上乗せ基準の適用については、平成十一年九月三十日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手している特定事業

- 場については、改正後の条例別表第六の規定は、平成十二年三月三十一日までの間は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手している特定事業場については、改正後の条例別表第七の規定は、平成十一年九月三十日（排水量が五十立方メートル未満の特定事業場については、平成十二年三月三十一日）までの間は、適用しない。
- 7 この条例の施行の際現に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手している排水量が十立方メートル以上三十立方メートル未満の特定事業場のうち、附則別表第一の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場に係る改正後の条例第一条の上乗せ基準は、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間は、改正後の条例別表第六の規定にかかわらず、それぞれ附則別表第一の下欄に掲げるとおりとする。
- 8 この条例の施行の際現に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手している排水量が三十立方メートル以上の特定事業場のうち、附則別表第二の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場に係る改正後の条例第一条の上乗せ基準は、平成十一年十月一日（排水量が五十立方メートル未満の特定事業場にあつては、平成十二年四月一日）から平成二十一年三月三十一日までの間は、改正後の条例別表第七の規定にかかわらず、附則別表第二の下欄に掲げるとおりとする。

一部改正〔平成一六年条例二五号〕

附則別表第一（附則第七項）

項目	業種	許容限度
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	全業種（令別表第一第七十二号に掲げる特定施設及び湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設を除く。）	一六〇
浮遊物質	全業種（令別表第一第七十二号に掲げる特定施設及び湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設を除く。）	二〇〇
窒素含有量	全業種（令別表第一第七十二号に掲げる特定施設及び湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設を除く。）	一二〇
磷（りん）含有量	全業種（令別表第一第七十二号に掲げる特定施設及び湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設を除く。）	一六

備考 許容限度の単位は、排出水一リットルにつきミリグラムとする。

附則別表第二（附則第八項）

項目	業種	許容限度
窒素含有量	製鋼を行わない鋼材製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するものに限る。）	一〇〇

備考 許容限度の単位は、排出水一リットルにつきミリグラムとする。

全部改正〔平成一六年条例二五号〕

附 則（平成十二年十二月八日条例第七十七号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年七月十一日条例第五十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日条例第十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十三日条例第二十五号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十月十五日条例第五十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十月十九日条例第六十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年九月二十四日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月一日条例第十七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十八号の二又は第六十六号の二に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、第二条第三号中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」とあり、同条第四号中「施行日」とあり、別表第五項目の項許容限度の欄中「平成五年十二月一日」とあり、並びに別表第六項目の項許容限度の欄及び別表第七項目の項許容限度の欄中「平成十一年四月一日」とあるのは、「平成二十五年四月一日」とする。

3 この条例の施行の際現に前項に掲げる特定施設を設置し、又は同項に掲げる特定施設の設置の工事に着手している特定事業場（この条例の施行の日から平成二十五年九月三十日までの間において、改正後の条例第二条第四号に規定する排水量の増加があった特定事業場を除く。）に対する改正後の条例の規定による上乗せ基準の適用については、同日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年十月二十九日条例第五十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年十月二十五日条例第五十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条）

第一種水域	旧江戸川河口（浦安市舞浜）から富津岬（富津市元洲）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域並びに印旛沼、手賀沼及び江戸川並びにこれらに流入する公共用水域
第二種水域	富津岬（富津市元洲）から洲崎灯台（館山市洲崎一、〇四〇番地）に至る陸岸の地先海域及び第一種水域以外の公共用水域（海域を除く。）
第三種水域	第一種水域及び第二種水域以外の海域

一部改正〔昭和五六年条例一二号・五七年三九号〕

別表第二（第四条）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム
砒（ひ）素及びその化合物	一リットルにつき砒（ひ）素〇・〇五ミリグラム

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
ふつ素及びその化合物	一リットルにつきふつ素一〇ミリグラム

備考

一 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第二条の規定により環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

二 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一に掲げる特定施設
- 2 平成三年四月一日現在の令第三条の二に定める指定地域特定施設
- 3 平成二年九月二十二日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第五条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

全部改正〔平成一四年条例一八号〕、一部改正〔平成二五年条例一七号〕

別表第三（第四条）

（一） 第一種水域

項目	業種又は施設		許容限度		
			既設の特定事業場	新設の特定事業場	
水素イオン濃度	全業種（畜産関係排水処理施設を除く。）	海域に排出されるもの	五・〇以上九・〇以下	五・〇以上九・〇以下	
		海域以外に排出されるもの	五・八以上八・六以下	五・八以上八・六以下	
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗ひん施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	二五	
		排水量が五百立方メートル以上のもの		二五	
	動物系飼料等製造業		八〇	一〇	
	天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業			七〇	七〇
		旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店、病院施設	排水量が五百立方メートル未満のもの		二〇
		排水量が五百立方メートル以上のもの			一〇
指定浄化槽			六〇	二〇	
みなし浄化槽			六〇	一〇	

し尿処理施設	処理対象人員が 五百一人から二 千人までのもの	旧条例におけ る新設の特定 事業場に係る 基準の適用を 受けていたも の	三〇	一〇
			六〇	
	処理対象人員が 二千一人以上の もの		三〇	
浄水施設			二〇	一〇
水産物中央卸売市場及び 水産物地方卸売市場に係 る施設			三〇	一〇
ごみ焼却施 設及び産業 廃棄物処理 施設	排水量が五 百立方メー トル未満の もの		二五	二〇
	排水量が五 百立方メー トル以上の もの			一〇
下水道終末処理施設			二〇	二〇
その他の業 種又は施設 (畜産関係 排水処理 施設を除 く。)	排水量が五 百立方メー トル未満の もの		二五	二〇
	排水量が五 百立方メー トル以上の もの		二五	一〇
浮遊物質 量	食料品製造 業、皮革製造 業、死亡獣畜 取扱業、と畜 業及び洗び ん施設	排水量が五 百立方メー トル未満の もの	七〇	七〇
		排水量が五 百立方メー トル以上の もの	五〇	二〇
	天然ガス鉱業及び天然ガ スクみ上げに付随する塩 水を原料とする無機化学 工業製品製造業		九〇	九〇
指定浄化槽			一一〇	五〇
みなし浄化槽			一一〇	二〇
し尿処理施設	処理対象人員が 五百一人から二 千人までのもの	旧条例におけ る新設の特定 事業場に係る 基準の適用を	七〇	二〇

			受けていたもの	
				一一〇
	処理対象人員が二千一人以上のもの		旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	七〇
				八〇
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設			五〇
	下水道終末処理施設			七〇
	その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）	排水量が五百立方メートル未満のもの		七〇
		排水量が五百立方メートル以上のもの		五〇
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設			三
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの		三
		排水量が五百立方メートル以上のもの		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗ひん施設	排水量が五百立方メートル未満のもの		三〇
		排水量が五百立方メートル以上のもの		一〇
	動物系飼料等製造業			三〇
	指定浄化槽			二〇
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設			一〇

フェノール類含有量	下水道終末処理施設		三〇	三〇
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	一五	五
		排水量が五百立方メートル以上のもの	一〇	三
全業種			〇・五	〇・五
亜鉛含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設	排水量が五十立方メートル未満のもの	三	一
		排水量が五十立方メートル以上のもの	二	
	その他の業種又は施設	排水量が五十立方メートル未満のもの	五	一
		排水量が五十立方メートル以上のもの	二	
銅含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		一	一
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	三	一
		排水量が五百立方メートル以上のもの	一	
溶解性鉄含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		五	一
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	一〇	五

		排水量が五百立方メートル以上のもの	五	一
溶解性マンガン含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		五	一
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	一〇	五
		排水量が五百立方メートル以上のもの	五	一
クロム含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		一	〇・五
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	二	〇・五
排水量が五百立方メートル以上のもの		一		
大腸菌群数	全業種		三、〇〇〇	三、〇〇〇

(二) 第二種水域

項目	業種又は施設	許容限度		
		既設の特定事業場	新設の特定事業場	
水素イオン濃度	全業種（畜産関係排水処理施設を除く。）	海域に排出されるもの	五・〇以上九・〇以下	五・〇以上九・〇以下
		海域以外に排出されるもの	五・八以上八・六以下	五・八以上八・六以下
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	二五
				二五
	排水量が五百立方メートル以上のもの		一三〇	一〇
	動物系飼料等製造業		八〇	一〇

天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業				七〇	七〇
旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店、病院施設及びみなし病院施設	排水量が五百立方メートル未満のもの			六〇	二〇
	排水量が五百立方メートル以上のもの				一〇
指定浄化槽				九〇	二〇
みなし浄化槽				九〇	一〇
し尿処理施設		処理対象人員が五百一人から二千一人までのもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	三〇	一〇
				九〇	
				三〇	
浄水施設		処理対象人員が二千一人以上のもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	六〇	一〇
				二〇	
水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設				三〇	一〇
ごみ焼却施設及び産業廃棄物処理施設	排水量が五百立方メートル未満のもの			二五	二〇
	排水量が五百立方メートル以上のもの				一〇
下水道終末処理施設				二〇	二〇
その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）	排水量が五百立方メートル未満のもの			二五	二〇
	排水量が五百立方メートル以上のもの			二五	一〇

浮遊物質	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が五百立方メートル未満のもの		七〇	七〇	
		排水量が五百立方メートル以上のもの		五〇	二〇	
	天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業			九〇	九〇	
	指定浄化槽			一五〇	五〇	
	みなし浄化槽			一五〇	二〇	
	し尿処理施設		処理対象人員が五百一人から二千一人までのもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	七〇	二〇
					一五〇	
				旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	七〇	
			処理対象人員が二千一人以上のもの		一一〇	
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設			五〇	二〇	
下水道終末処理施設 その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）		排水量が五百立方メートル未満のもの		七〇 七〇	七〇 四〇	
		排水量が五百立方メートル以上のもの		五〇	二〇	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設			三	二	
			排水量が五百立方メートル未満のもの	三	三	
			排水量が五百立方メー		二	

		トル以上のもの		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	三〇	三〇
		排水量が五百立方メートル以上のもの	一〇	三
	動物系飼料等製造業		三〇	三
	指定浄化槽 浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		二〇 一〇	二〇 三
	下水道終末処理施設		三〇	三〇
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	一五	五
		排水量が五百立方メートル以上のもの	一〇	三
	フェノール類含有量	全業種		〇・五
亜鉛含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設	排水量が五十立方メートル未満のもの	三	一
		排水量が五十立方メートル以上のもの	二	
	その他の業種又は施設	排水量が五十立方メートル未満のもの	五	一
		排水量が五十立方メートル以上のもの	二	
銅含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		一	一
	その他の業種	排水量が五	三	一

	種又は施設	百立方メートル未満のもの				
		排水量が五百立方メートル以上のもの		一		
	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		五			一
溶解性鉄含有量	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	一〇			五
		排水量が五百立方メートル以上のもの		五		一
溶解性マンガン含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設			五		一
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの		一〇		五
		排水量が五百立方メートル以上のもの		五		一
クロム含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設			一		〇・五
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの		二		〇・五
		排水量が五百立方メートル以上のもの		一		
大腸菌群数	全業種			三、〇〇〇		三、〇〇〇

(三) 第三種水域

項目	業種又は施設	許容限度	
		既設の特定事業場	新設の特定事業

					場	
水素イオン濃度	全業種（畜産関係排水処理施設を除く。）	海域に排出されるもの	五・〇以上九・〇以下		五・〇以上九・〇以下	
		海域以外に排出されるもの	五・八以上八・六以下		五・八以上八・六以下	
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗ひん施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	二五	二五	
				一三〇		
		排水量が五百立方メートル以上のもの		二五	一〇	
	動物系飼料等製造業			八〇	一〇	
	天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業			七〇	七〇	
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店及び病院施設	排水量が五百立方メートル未満のもの		六〇	二〇	
		排水量が五百立方メートル以上のもの			一〇	
	し尿処理施設		処理対象人員が五百一人から二千一人までのもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	三〇	一〇
					九〇	
			処理対象人員が二千一人以上のもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	三〇	
			六〇			
浄水施設			二〇	一〇		
水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設			三〇	一〇		
ごみ焼却施設及び産業廃棄物処理施設	排水量が五百立方メートル未満のもの		二五	二〇		

		排水量が五百立方メートル以上のもの			一〇	
	下水道終末処理施設			二〇	二〇	
	その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）	排水量が五百立方メートル未満のもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	二五	二〇	
				五〇		
		排水量が五百立方メートル以上のもの		二五	一〇	
浮遊物質 量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗ひん施設	排水量が五百立方メートル未満のもの		七〇	七〇	
		排水量が五百立方メートル以上のもの		五〇	二〇	
	天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業			九〇	九〇	
	し尿処理施設		処理対象人員が五百一人から二千一人までのもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	七〇	二〇
					一五〇	
				処理対象人員が二千一人以上のもの	七〇	
					一一〇	
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設			五〇	二〇	
	下水道終末処理施設			七〇	七〇	
	その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）	排水量が五百立方メートル未満のもの		七〇	四〇	
排水量が五百立方メー			五〇	二〇		

		トル以上のもの		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		三	二
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	三	三
		排水量が五百立方メートル以上のもの		二
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	三〇	三〇
		排水量が五百立方メートル以上のもの	一〇	三
	動物系飼料等製造業		三〇	三
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		一〇	三
	下水道終末処理施設		三〇	三〇
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	一五	五
		排水量が五百立方メートル以上のもの	一〇	三
	フェノール類含有量	全業種		〇・五
亜鉛含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設	排水量が五十立方メートル未満のもの	三	一
		排水量が五十立方メートル以上のもの	二	
	その他の業種又は施設	排水量が五十立方メートル未満のもの	五	一

		もの		
		排水量が五十立方メートル以上のもの	二	
	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		一	一
銅含有量	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	三	一
		排水量が五百立方メートル以上のもの	一	
溶解性鉄含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		五	一
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	一〇	五
		排水量が五百立方メートル以上のもの	五	一
溶解性マンガ含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		五	一
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	一〇	五
		排水量が五百立方メートル以上のもの	五	一
クロム含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		一	〇・五
	その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	二	〇・五

		排水量が五百立方メートル以上のもの	一	
大腸菌群数	全業種		三、〇〇〇	三、〇〇〇

備考

- 一 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排出水一リットルにつきミリグラムとする。
ただし、大腸菌群数については、排出水一立方センチメートルにつき個とする。
- 二 「食料品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第六十三号の二に掲げる特定施設をいい、「動物系飼料等製造業」とは同表第十一号に掲げる業種をいい、「天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業」とは天然ガスに係る同表第一号に掲げる鉱業及び同表第二十七号に掲げる無機化学工業製品製造業であつて、天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料として沃（よう）素を製造するものをいい、「浄水施設」とは同表第六十四号の二に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第六十六号の三に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第六十六号の四に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第六十六号の五に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第六十六号の六から第六十六号の八までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第六十八号の二に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「指定浄化槽」とは令第三条の二に定める指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設」とは令別表第一第六十九号の二及び第六十九号の三に掲げる特定施設をいい、「ごみ焼却施設」とは同表第七十一号の三に掲げる特定施設をいい、「産業廃棄物処理施設」とは同表第七十一号の四に掲げる特定施設をいう。
- 三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。
 - 1 平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一に掲げる特定施設（同表第一号の二に掲げる特定施設を除く。）
 - 2 平成三年四月一日現在の令第三条の二に定める指定地域特定施設
 - 3 平成二年九月二十二日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第五条各号に掲げるみなし指定地域特定施設
一部改正〔昭和五一年条例四七号・五五年一三号・五七年三九号・平成元年二七号・二年一二号・三年四〇号・五年二六号・一〇年三九号・一四年一八号・一九年六二号・二五年一七号〕

別表第四（第四条）

項目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域に排出されるもの	五・〇以上九・〇以下
	海域以外に排出されるもの	五・八以上八・六以下
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	排水量が十五立方メートル未満のもの	三〇〇
	排水量が十五立方メートル以上のもの	一二〇
浮遊物質		一五〇

- 備考 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排出水一リットルにつきミリグラムとする。
一部改正〔平成五年条例二六号・一〇年三九号〕

別表第五（第四条）

項目	業種又は施設	許容限度			
		平成五年十二月一日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	平成五年十二月一日以降特定事業場となつたもの		
窒素含有量	畜産関係特定施設	排水量が十五立方メートル未満のもの	一二〇	四〇	
		排水量が十五立方メートル以上のもの	四〇	三〇	
	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	三〇	二〇	
		排水量が五百立方メートル以上のもの	二〇	一〇	
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	排水量が五百立方メートル未満のもの	三〇	二〇	
		排水量が五百立方メートル以上のもの	二〇	一〇	
	病院施設		三〇	一〇	
	みなし病院施設		三〇	一五	
	みなし浄化槽		七〇	平成五年十二月一日以降平成十一年四月一日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	三〇
				平成十一年四月一日以降特定事業場となつたもの	二〇
	し尿処理施設		五〇	二〇	
下水道終末処理施設		三〇	二〇		
その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	三〇	一五		
	排水量が五百立方メートル以上のもの	二〇	一〇		
りん含有量	畜産関係特定施設	排水量が十五立方メートル未満のもの	一六	五	
		排水量が十五立方メートル以上のもの	六	四	
	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜	排水量が五百立方メートル未満のもの	六	一	

畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が五百立方メートル以上のもの	四	〇・五	
旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、	排水量が五百立方メートル未満のもの	四	二	
弁当製造業及び飲食店	排水量が五百立方メートル以上のもの	三	一	
病院施設		四	一	
みなし病院施設		六	二	
みなし浄化槽		七	平成五年十二月一日以降平成十一年四月一日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	四
			平成十一年四月一日以降特定事業場となったもの	二
し尿処理施設		六	二	
下水道終末処理施設		四	二	
その他の業種又は施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	四	一	
	排水量が五百立方メートル以上のもの	三	〇・五	

備考

- 一 許容限度の単位は、排水一リットルにつきミリグラムとする。
- 二 「食料品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第六十三号の二に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第六十六号の三に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第六十六号の四に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第六十六号の五に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第六十六号の六から第六十六号の八までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第六十八号の二に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは同条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設をいう。
- 三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。
 - 1 平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一に掲げる特定施設
 - 2 平成二年九月二十二日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第五条各号に掲げるみなし指定地域特定施設
 - 追加〔平成五年条例二六号〕、一部改正〔平成一〇年条例三九号・一四年一八号・二五年一七号〕

別表第六（第四条）

項目	業種又は施設	許容限度
----	--------	------

			平成十一年四月一日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	平成十一年四月一日以降特定事業場となつたもの
水素イオン濃度	全業種（畜産関係排出水処理施設を除く。）	海域に排出されるもの	五・〇以上九・〇以下	五・〇以上九・〇以下
		海域以外に排出されるもの	五・八以上八・六以下	五・八以上八・六以下
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		一〇〇	四〇
	動物系飼料等製造業		一〇〇	一五
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店、病院施設及びみなし病院施設		八〇	三〇
	し尿処理施設及びみなし浄化槽		六〇	一〇
	浄水施設		三〇	一五
	水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		四〇	一五
	その他の業種又は施設（畜産関係排出水処理施設を除く。）		四〇	三〇
浮遊物質	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		九〇	九〇
	病院施設及びみなし病院施設		一〇〇	六〇
	し尿処理施設及びみなし浄化槽		一一〇	二〇
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		七〇	三〇
	その他の業種又は施設（畜産関係排出水処理施設を除く。）		九〇	六〇
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	全業種		五	五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	全業種		三〇	三〇
フェノール類含有量	全業種		五	五
亜鉛含有量	全業種		五	五
銅含有量	全業種		三	三
溶解性鉄	全業種		一〇	一〇

含有量				
溶解性マンガン含有量 クロム含有量	全業種	一〇	一〇	
	全業種	二	二	
大腸菌群数	全業種	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
窒素含有量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	五〇	三〇	
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	六〇	三〇	
	病院施設	五〇	一五	
	みなし病院施設	五〇	二五	
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	七〇	三〇
		し尿等のみを処理するもの	一二〇	
	し尿処理施設	し尿等のみを処理するもの以外のもの	五〇	二〇
		し尿等のみを処理するもの	一二〇	
	その他の業種又は施設（畜産関係排出水処理施設を除く。）	五〇	二五	
りん含有量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	九	二	
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	一〇	五	
	病院施設	六	二	
	みなし病院施設	九	三	
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	七	四
		し尿等のみを処理するもの	一六	
	し尿処理施設	し尿等のみを処理するもの以外のもの	六	二
		し尿等のみを処理するもの	一六	
	その他の業種又は施設（畜産関係排出水処理施設を除く。）	六	二	

備考

- 一 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排出水一リットルにつきミリグラムとする。
ただし、大腸菌群数については、排出水一立方センチメートルにつき個とする。
- 二 「食料品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第六十三号の二に掲げる特定施設をいい、「動物系飼料等製造業」とは同表第十一号に掲げる業種をいい、「浄水施設」とは同表第六十四号の二に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第六十六号の三に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第六十六号の四に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第六十六号の五に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第六十六号の六から第六十六号の八までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第六十八号の二に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは同条第二号に掲げるみなし指定地

域特定施設をいい、「水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設」とは同表第六十九号の二及び第六十九号の三に掲げる特定施設をいい、「し尿等のみを処理するもの」とはし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゆう房施設及び健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十条第一項に規定する特定給食施設に設置されるちゆう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいう。

三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一に掲げる特定施設（同表第一号の二に掲げる特定施設を除く。）
- 2 平成二年九月二十二日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第五条各号に掲げるみなし指定地域特定施設
追加〔平成一〇年条例三九号〕、一部改正〔平成一四年条例一八号・一五年五四号・一六年一八号・二五年一七号〕

別表第七（第四条）

項目	業種又は施設		許容限度	
			平成十一年四月一日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設定の工事に着手した特定事業場	平成十一年四月一日以降特定事業場となつたもの
窒素含有量	畜産関係特定施設		一二〇	一二〇
	食料品製造業	排水量が五百立方メートル未満のもの	四〇	二五
		排水量が五百立方メートル以上のもの	二〇	二〇
	化学工業	排水量が五百立方メートル未満のもの	三〇	一六
		排水量が五百立方メートル以上のもの	二〇	一六
	鉄鋼業	排水量が五百立方メートル未満のもの	三〇	一六
		排水量が五百立方メートル以上のもの	二〇	一六
	金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び電気めつき施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	四〇	二五
		排水量が五百立方メートル以上のもの	三〇	二〇
	その他の製造業及び全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	四〇	二〇
		排水量が五百立方メートル以上のもの	二〇	一六
	指定浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	七〇	二〇

		し尿等のみを処理するもの	一二〇		
みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの		七〇	二〇	
	し尿等のみを処理するもの		一二〇		
し尿処理施設	し尿浄化槽以外のもの		二〇	二〇	
	し尿浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	五〇	二〇	
		し尿等のみを処理するもの	一二〇		
下水道終末処理施設			三〇	二〇	
その他の業種又は施設			五〇	三〇	
りん含有量	畜産関係特定施設		一六	一六	
	食料品製造業	排水量が五百立方メートル未満のもの	六	三	
		排水量が五百立方メートル以上のもの	四	二	
	化学工業	排水量が五百立方メートル未満のもの	四	二	
		排水量が五百立方メートル以上のもの	二	一	
	鉄鋼業	排水量が五百立方メートル未満のもの	四	一・五	
		排水量が五百立方メートル以上のもの	二	一	
	金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び電気めつき施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	四	一・五	
		排水量が五百立方メートル以上のもの	二	一	
	その他の製造業及び全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設	排水量が五百立方メートル未満のもの	四	二	
		排水量が五百立方メートル以上のもの	二	一	
	指定浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの		七	二
		し尿等のみを処理するもの		一六	
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの		七	二
し尿等のみを処理するもの		一六			
し尿処理施設	し尿浄化槽以外のもの		二	二	
	し尿浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	六	二	
		し尿等のみを処理するもの	一六		
下水道終末処理施設			四	一	

その他の業種又は施設	六	四
------------	---	---

備考

- 一 許容限度の単位は、排出水一リットルにつきミリグラムとする。
- 二 「食料品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「化学工業」とは同表第二十四号から第五十号までに掲げる業種をいい、「鉄鋼業」とは同表第六十一号に掲げる業種をいい、「金属製品製造業」とは同表第六十三号に掲げる業種をいい、「その他の製造業」とは同表第十一号、第十二号、第十八号の三、第十九号から第二十三号の二まで、第五十一号から第五十八号まで、第六十二号、第六十四号、第六十六号の二、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる業種又は特定施設をいい、「全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設」とは同表第七十四号に掲げる特定施設(食料品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業又はその他の製造業に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。)をいい、「指定浄化槽」とは令第三条の二に定める指定地域特定施設をいい、「し尿等のみを処理するもの」とはし尿のみを処理するもの及びし尿と併せて雑排水(住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第三十五条第一号に掲げる飲食店営業に係る施設及び健康増進法第二十条第一項に規定する特定給食施設に設置されるちゆう房施設から排出される雑排水を除く。)を処理するものをいい、「みなし浄化槽」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「し尿浄化槽」とは浄化槽法第二条第一号に規定するものをいう。
- 三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。
 - 1 平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一に掲げる特定施設
 - 2 平成三年四月一日現在の令第三条の二に定める指定地域特定施設
 - 3 平成二年九月二十二日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第五条各号に掲げるみなし指定地域特定施設
追加〔平成一〇年条例三九号〕、一部改正〔平成一四年条例一八号・一五年五四号・一六年一八号・二五年一七号〕